

負圧・隔離が必要な石綿等の除去作業終了後の措置について

【現行の石綿則における規定】

吹付石綿、石綿含有の耐火被覆材等を除去する場合は、隔離等の措置が石綿則により義務づけられているとともに、隔離を解く際には、以下の措置を講じることが義務づけられている。

<石綿障害予防規則>

第6条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場所における当該石綿等を除去する作業
- 二 前条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）
- 三（略）

2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所（以下この項において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。
- 二～七（略）

3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号又は第二号に掲げる作業を行った場合にあっては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。

【課題】

- 環境省が都道府県を対象に実施したアンケート調査によると、石綿除去作業終了後の立入検査 324 件のうち、21 件において石綿の取り残しが確認されるなど、石綿等の除去が不完全なまま隔離を解除する事案が散見される状況にある。

【対応案】

- 石綿則第6条第一項第一号及び第二号に掲げる作業を行った場合に、隔離を解く際には、当該作業で除去等を行った吹付石綿等について、石綿等の取り残し有無を確認しなければ、隔離を解いてはならないこととしてはどうか。
- 当該確認を的確に行わせるためには、石綿含有建材等について知見を有する者に行わせる必要があることから、当該建築物の事前調査を行う資格を有する者による確認を行わなければならないこととしてはどうか。